

第1章 石 材

101. 洗 砂 利

本品は、コンクリート用の粗骨材に使用する川砂利で、次の規定に適合しなければならない。

1. 本品は、強硬・耐久的・清浄で、死石（軟石）・ごみ・どろ・有機物・たいらなもの・細長いものなどを有害量含まないものとする。
2. 種 類
 2. 1. 洗砂利の種類は、アルカリシリカ反応性によって、表101-1のとおりとする。

表101-1

種 類	摘 要
A	アルカリシリカ反応性試験結果が無害と判定されたもの。
B	アルカリシリカ反応性試験結果が無害と判定されないもの、又はこの試験を行っていないもの。

(注-1) アルカリ骨材反応抑制対策については、付録3.「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木）によるものとする。

3. 品 質

3. 1. 粒度は、表101-2の範囲のものとする。

表 101-2

公称目開き mm 呼び名	ふるいを通るものの質量百分率 %								
	50	40	30	25	20	15	10	5	2.5
川砂利 40mm	100	95~ 100	—	—	35~ 70	—	10~ 30	0~ 5	—
川砂利 30mm	—	100	95~ 100	—	40~ 75	—	10~ 35	0~ 10	0~ 5
川砂利 25mm	—	—	100	95~ 100	—	30~ 70	—	0~ 10	0~ 5
川砂利 20mm	—	—	—	100	90~ 100	—	20~ 55	0~ 10	0~ 5
川砂利 15mm	—	—	—	—	100	90~ 100	40~ 70	0~ 15	0~ 5

(注-2) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、53mm、37.5mm、31.5mm、26.5mm、19mm、16mm、9.5mm、4.75mm及び2.36mmである。

102. コンクリート用砕石

本品は、工場で生産される一般のコンクリート用砕石で、次の規定に適合しなければならない。
なお、この規定は JIS A 5005:2020「コンクリート用砕石及び砕砂」によっている。

1. 原石及び製造

1. 1. 砕石の原石は、表土、その他の不純物を除去したものを使用しなければならない。
また、原石は、強硬で耐久的な石質をもつものとし、破碎時にへん平な形状になったり、ひびわれを生じるおそれのないものとする。
1. 2. 洗浄水には、海水を使用してはならない。
1. 3. 砕石の運搬及び貯蔵に当たっては、分離しないように、かつ、不純物の混入を防ぐようにしなければならない。

2. 本品は、清浄・強硬・耐久的で、ごみ・どろ・有機不純物その他コンクリートに有害なものを有害量含まないものとする。

3. 種類

3. 1. 砕石のアルカリシリカ反応性による区分は、表102-1のとおりとする。

表102-1

区 分	摘 要
A	アルカリシリカ反応性試験結果が無害と判定されたもの。
B	アルカリシリカ反応性試験結果が無害と判定されないもの、又はこの試験を行っていないもの。

(注-1) アルカリ骨材反応抑制対策については、付録3.「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木)によるものとする。

4. 品質

4. 1. 材質は、表102-2のとおりとする。

表102-2

絶乾密度	g/cm ³	2.5 以上
吸水率	%	3.0 以下
安定性	%	12 以下
すりへり減量	%	40 以下

(注-2) すりへり減量は、JIS A 1121「ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験方法」によって行うものとし、舗装コンクリートに用いる場合に適用する。

4. 2. 粒度は、表102-3の範囲のものとする。

表102-3

公称目開き mm 粒の 大きさ の範囲 呼び名 mm		ふるいを通るものの質量分率 %												
		100	80	60	50	40	25	20	15	13	10	5	2.5	
碎石	4005	40~5	-	-	-	100	95~ 100	-	35~ 70	-	-	10~ 30	0~ 5	-
碎石	2505	25~5	-	-	-	-	100	95~ 100	-	30~ 70	-	-	0~ 10	0~ 5
碎石	2005	20~5	-	-	-	-	-	100	90~ 100	-	-	20~ 55	0~ 10	0~ 5
碎石	1505	15~5	-	-	-	-	-	-	100	90~ 100	-	40~ 70	0~ 15	0~ 5
碎石	1305	13~5	-	-	-	-	-	-	-	100	85~ 100	-	0~ 15	0~ 5
碎石	1005	10~5	-	-	-	-	-	-	-	-	100	90~ 100	0~ 15	0~ 5
碎石	8040	80~40	100	90~ 100	45~ 70	-	0~ 15	-	0~ 5	-	-	-	-	-
碎石	6040	60~40	-	100	90~ 100	35~ 70	0~ 15	-	0~ 5	-	-	-	-	-
碎石	4020	40~20	-	-	-	100	90~ 100	20~ 55	0~ 15	-	-	0~ 5	-	-
碎石	2515	25~15	-	-	-	-	100	95~ 100	-	0~ 15	-	0~ 5	-	-
碎石	2015	20~15	-	-	-	-	-	100	90~ 100	0~ 15	-	0~ 5	-	-
碎石	2513	25~13	-	-	-	-	100	95~ 100	-	-	0~ 15	0~ 5	-	-
碎石	2013	20~13	-	-	-	-	-	100	85~ 100	-	0~ 15	0~ 5	-	-
碎石	2510	25~10	-	-	-	-	100	95~ 100	-	-	-	0~ 10	0~ 5	-
碎石	2010	20~10	-	-	-	-	-	100	90~ 100	-	-	0~ 10	0~ 5	-

(注-3) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、106mm、75mm、63mm、53mm、37.5mm、26.5mm、19mm、16mm、13.2mm、9.5mm、4.75mm及び2.36mmである。

4. 3. 粒形判定実積率は56%以上でなければならない。ただし、この規定は碎石8040、碎石6040、及び碎石4020には適用しない。
4. 4. 碎石の微粒分量試験（JIS A 1103）で失われる量は3.0%以下とする。ただし、粒形判定実積率が58%以上の場合、骨材の粒の大きさによる区分にかかわらず、微粒分量の最大値を5.0%としてもよい。

103. コンクリート用砕砂

本品は、コンクリート用細骨材として使用するもので、次の規定に適合しなければならない。
なお、この規定は JIS A 5005:2020「コンクリート用砕石及び砕砂」によっている。

1. 材料及び製造

1. 1. 砕砂の原石は、表土、その他の不純物を除去したものを使用しなければならない。
また、原石は、強硬で耐久的な石質をもつものとし、破碎時にへん平な形状になったり、ひびわれを生じるおそれのないものとする。
1. 2. 砕砂は、砕砂用の製造工程に基づいて製造する。また、砕石製造時に発生するダスト、脆弱部などは原石として使用できない。
1. 3. 洗浄水には、海水を使用してはならない。
1. 4. 砕砂の運搬及び貯蔵に当たっては、分離しないように、かつ、不純物の混入を防ぐようにしなければならない。

2. 本品は、清浄・強硬・耐久的であって、ごみ、どろ、有機不純物を有害量含まないものとする。

3. 種類

3. 1. 砕砂のアルカリシリカ反応性による区分は、表103-1のとおりとする。

表103-1

区 分	摘 要
A	アルカリシリカ反応性試験結果が無害と判定されたもの。
B	アルカリシリカ反応性試験結果が無害と判定されないもの、又はこの試験を行っていないもの。

(注-1) アルカリ骨材反応抑制対策については、付録3.「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木)によるものとする。

4. 品質

4. 1. 材質は、表103-2のとおりとする。

表103-2

絶乾密度	g/cm ³	2.5 以上
吸水率	%	3.0 以下
安定性	%	10 以下

4. 2. 粒度は、表103-3の範囲のものとする。

表103-3

公称目開き mm 呼び名	ふるいを通るものの質量分率 %						
	10	5	2.5	1.2	0.6	0.3	0.15
コンクリート用砕砂	100	90~100	80~100	50~90	25~65	10~35	2~15 ³⁾

(注-2) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、9.5mm、4.75mm、2.36mm、1.18mm、600 μ m、300 μ m及び150 μ mである。

(注-3) この規格値は砕砂を単独で使用する場合の値である。また、山砂などと混合使用する場合で、0.15mm通過分の大半が砕砂である場合にはこの値を用いることができる。前記以外の場合は、2~10%とする。

- 4. 3. 本品の粗粒率の変動許容範囲は、受注者の設定した粗粒率に対して ± 0.15 とする。
- 4. 4. 本品は、表103-3に示すいずれのふるいでも、隣接するふるいに留まるものの質量分率の差が45%以上になってはならない。
- 4. 5. 微粒分量で失われる量は、9.0%以下とする。
- 4. 6. 粒形判定実積率は54%以上でなければならない。

104. コンクリート用洗砂

本品は、一般のコンクリート用細骨材に使用する天然の砂で次の規定に適合しなければならない。

1. 本品は、強硬・耐久的・清浄で、ごみ・どろなどを有害量含まないものとする。
2. 有機不純物は、JIS A 1105「細骨材の有機不純物試験方法」により、試験溶液の色が標準色液又は色見本より淡くなければならない。
3. 種類
 3. 1. コンクリート用洗砂の種類は、アルカリシリカ反応性によって、表104-1のとおりとする。

表104-1

種 類	摘 要
A	アルカリシリカ反応性試験結果が無害と判定されたもの。
B	アルカリシリカ反応性試験結果が無害と判定されないもの、又はこの試験を行っていないもの。

(注-1) アルカリ骨材反応抑制対策については、付録3.「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木)によるものとする。

4. 品 質

4. 1. 粒度は、表104-2の範囲のものとする。

表104-2

公称目開き mm 呼び名	ふるいを通るものの質量百分率 %						
	10	5	2.5	1.2	0.6	0.3	0.15
コンクリート用洗砂	100	90~ 100	80~ 100	50~ 90	25~ 65	10~ 35	2~10

(注-2) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、9.5mm、4.75mm、2.36mm、1.18mm、600 μ m、300 μ m及び150 μ mである。

105. アスファルト混合物用洗砂

本品は、アスファルト混合物用細骨材に使用する天然の砂で次の規定に適合しなければならない。

1. 本品は、強硬・耐久的・清浄で、ごみ・どろなどを有害量含まないものとする。
2. 有機不純物は、JIS A 1105「細骨材の有機不純物試験方法」により、試験溶液の色が標準色液又は色見本より淡くなければならない。
3. 品 質
 3. 1. 粒度は、表105-1の範囲のものとする。

表105-1

呼び名	公称目開き mm	ふるいを通るものの質量百分率 %				
		5	2.5	0.6	0.3	0.15
アスファルト混合物用洗砂A	100	95~100	20~65	10~45	0~25	0~5
アスファルト混合物用洗砂B	100	95~100	60~95	25~80	5~40	0~5

(注-1) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、
4.75mm、2.36mm、600 μ m、300 μ m、150 μ m及び75 μ mである。

106. 構造用軽量コンクリート骨材

本品は、鉄筋軽量コンクリート構造、プレストレスト軽量コンクリート構造、鉄骨鉄筋軽量コンクリート構造、プレキャスト鉄筋軽量コンクリート製品など、製造上主要な箇所に用いるコンクリート用軽量骨材で、次の規定に適合しなければならない。

なお、この規定は JIS A 5002:2003「構造用軽量コンクリート骨材」によっている。

1. 種類及び呼び方

1. 1. 軽量骨材は、材料、絶乾密度、実積率、コンクリートの圧縮強度及び単位容積質量などにより、表106-1～5のとおり区分する。

表106-1 材料による区分

区 分		説 明
人工軽量骨材	粗骨材	膨張けつ岩、膨張粘土、膨張スレート、フライアッシュを主原料としたもの
	細骨材	
天然軽量骨材	粗骨材	火山れき及びその加工品
	細骨材	
副産軽量骨材	粗骨材	膨張スラグなどの副産軽量骨材及びそれらの加工品
	細骨材	

表106-2 骨材の絶乾密度による区分

区 分	絶 乾 密 度 g/cm^3	
	細 骨 材	粗 骨 材
L	1.3 未満	1.0 未満
M	1.3 以上 1.8 未満	1.0 以上 1.5 未満
H	1.8 以上 2.3 未満	1.5 以上 2.0 未満

表106-3 骨材の実積率による区分

単位%

区分	モルタル中の細骨材の実積率	粗骨材の実積率
A	50.0 以上	60.0 以上
B	45.0 以上 50.0 未満	50.0 以上 60.0 未満

表106-4 コンクリートとしての圧縮強度による区分

区 分	圧縮強度 N/mm^2
4	40 以上
3	30 以上 40 未満
2	20 以上 30 未満
1	10 以上 20 未満

表106-5 フレッシュコンクリートの単位容積質量による区分

区 分	単位容積質量 kg/m ³
15	1,600 未満
17	1,600 以上 1,800 未満
19	1,800 以上 2,000 未満
21	2,000 以上

1. 2. 軽量骨材の呼び方は、次の例による。

例：人工軽量細骨材 MA-417

M：骨材の絶乾密度による区分

A：骨材の実積率による区分

4：コンクリートとしての圧縮強度による区分

17：フレッシュコンクリートの単位容積質量による区分

2. 本品は、清浄・耐久的・耐火的で、コンクリートの品質に悪影響を及ぼす物質を有害量含まないものとする。

3. 品 質

3. 1. 材質は、表106-6のとおりとする。

表106-6

試 験 項 目	人 工	天然・副産
強 熱 減 量 %	1 以下	5 以下
三酸化硫黄 (SO ₃ として) %	0.5 以下	0.5 以下
塩化物 (NaClとして) %	0.01 以下	0.01 以下
酸化カルシウム (CaOとして) %	—	50 以下
有 機 不 純 物	試験溶液の色が標準色液又は色見本より淡いこと	
安 定 性 %	—	20 以下
粘 土 塊 量 %	1 以下	2 以下
細骨材の微粒分量 %	10 以下	10 以下

(注-1) 酸化カルシウムの規定は膨張スラグおよび、その加工品だけに適用される。

(注-2) 凍結融解に対する抵抗性を特に必要とするコンクリートに用いる場合には、その骨材を用いたコンクリートを、JIS A 1148「コンクリートの凍結融解試験方法」に基づいた凍結融解試験を行い、抵抗性を確かめるものとする。

3. 2. 粒 度

粗骨材の粒度は表106-7の範囲のものとし、細骨材の粒度は表106-8の範囲のものとする。

表106-7

種類	公称目開き mm 粒の大きさ の範囲 mm	ふるいを通るものの質量百分率 %				
		25	20	15	10	5
人 工	15~5	—	100	90~100	40~70	0~15
天然・副産	20~5	100	90~100	—	20~75	0~15

(注-3) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、26.5mm、19mm、16mm、9.5mm及び4.75mmである。

表106-8

種類	公称目開き mm 粒の大きさ の範囲 mm	ふるいを通るものの質量百分率 %						
		10	5	2.5	1.2	0.6	0.3	0.15
人工・天然・ 副産	5以下	100	90~ 100	75~ 100	50~90	25~65	15~40	5~20
	5~0.3	100	90~ 100	30~90	5~60	0~35	0~20	0~10

(注-4) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、9.5mm、4.75mm、2.36mm、1.18mm、600 μ m、300 μ m及び150 μ mである。

3. 3. 人工軽量骨材の粗粒率は、見本品について試験して求めた粗粒率と比べ、粗骨材においては、 ± 0.30 以上、細骨材においては、 ± 0.15 以上変化しないものとする。

4. 本品は、次の事項を表示するものとする。

- (1) 種類及び区分
- (2) 産地または製造者名、製造工場名

(注-5) 種類についてはJIS A 5002「構造用軽量コンクリート骨材」で規定する試験により、コンクリートとしての圧縮強度及び単位容積質量による種別を定めたときのコンクリートの配合、細・粗骨材の組み合わせ及びそれに用いたセメントの強度を付記する。

107. 砂

本品は、舗装のしゃ断層、埋戻し用その他に使用する天然の砂で、次の規定に適合しなければならない。

1. 本品は、強硬・耐久的で、ごみ・どろ・有機不純物などを有害量含まないものとする。
2. 品質
 2. 1. 粒度は、表107-1の範囲のものとする。

表107-1

公称目開き mm 呼び名	ふるいを通るものの質量百分率 %		
	5	2.5	0.075
しゃ断層用砂	100	70~100	0~4
敷砂	100	60~100	0~8
埋戻し用砂	100	50~100	0~10

(注-1) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、4.75mm、2.36mm及び75 μ mである。

(注-2) 粘土質の細粒部分が多い試料のふるい分け試験は、JIS A 1103「骨材の微粒分量試験方法」に準じて行い、75 μ mふるいの通過質量百分率を求めるものとする。

(注-3) 埋戻し用砂については、この規定より粗粒のものが含まれていても、埋戻しに相当であると思われる材料は、監督員の承諾により使用できるものとする。

【解説】

1. しゃ断層用砂をプライムコートの養生又は下水道などの埋設物に接する埋戻しに使用する場合は、下限粒度曲線に近いものが望ましい。
2. 敷砂は、インターロッキングブロック舗装のサンドクッション等に使用するものである。

108. クラッシュラン

本品は、路盤材料、構造物の基礎等に使用するもので、次の規定に適合しなければならない。
なお、この規定は JIS A 5001:2008「道路用砕石」を参考としている。

1. 原石及び製造

1. 1. 本品の原石は、堅硬、耐久的な石質をもち、破碎時にへん平な形状になったり、結晶間にひび割れを生じるおそれがないものとする。
1. 2. 原石の大きさは、砕石の最大粒径の3倍以上とする。

2. 本品は、均等質で、強硬・耐久的で、ごみ・どろなどを有害量含まないものとする。

3. 品質

3. 1. 材質は、表108-1のとおりとする。

表108-1

すりへり減量 %	40以下
----------	------

3. 2. 粒度は、表108-2の範囲のものとする。

表108-2

呼び名	公称目開き mm 粒度範囲 mm	ふるいを通るものの質量百分率 %								
		60	50	40	30	25	20	13	5	2.5
C-40	40~0	—	100	95~ 100	—	—	50~ 80	—	15~ 40	5~ 25
C-30	30~0	—	—	100	95~ 100	—	55~ 85	—	15~ 45	5~ 30
C-20	20~0	—	—	—	—	100	95~ 100	60~ 90	20~ 50	10~ 35

(注-1) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、63mm、53mm、37.5mm、31.5mm、26.5mm、19mm、13.2mm、4.75mm及び2.36mmである。

3. 3. 修正CBRは、30%以上とする。

【解説】

呼び名C-40、C-30、C-20は、路盤材料その他に使用できる一般的なものである。

109. 再生クラッシュラン

本品は、路盤材料として、道路舗装発生材等を主体として製造されたもので、次の規定に適合しなければならない。

1. 再生骨材及び製造

1. 1. 本品は、路盤発生材及びアスファルトコンクリート発生材、セメントコンクリート発生材から製造した再生骨材、あるいはこれらを混合した材料に必要な応じて補足材を加え、所定の品質が得られるように調整したものである。
1. 2. 本品にアスファルトコンクリート発生材を混入する場合は、混入割合が質量比で50%未満とする。

2. 本品は、軟らかい又は壊れやすい石片、ごみ・どろなどを有害量含まないものとする。

3. 品質

3. 1. 材質は、表109-1のとおりとする。

表109-1

すりへり減量 %	40以下
----------	------

3. 2. 粒度、修正CBR及び塑性指数は、表109-2のとおりとする。

表109-2

呼び名	公称目開き mm 粒度範囲 mm	ふるいを通るものの質量百分率 %						修正CBR %	塑性指数 PI %
		50	40	30	20	5	2.5		
RC-40	40~0	100	95~ 100	—	50~ 80	15~ 40	5~ 25	40以上	6以下
RC-30	30~0	—	100	95~ 100	55~ 85	15~ 45	5~ 30	40以上	6以下

(注-1) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、53mm、37.5mm、31.5mm、19mm、4.75mm及び2.36mmである。

【解説】

アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランは、20℃から40℃へ温度が上昇すると、その混入率の程度にもよるが修正CBRは10程度低下する。

このため、修正CBRの規格値については、厳しい値を採用している。

110. 再生砕石（擁壁等裏込め用）

本品は、コンクリート構造物の解体にともなって発生するコンクリート塊を主体として製造されたもので、次の規定に適合しなければならない。

1. 再生骨材及び製造

1. 1. 本品は、セメントコンクリート発生材を破碎・粒度調整して、必要に応じて補足材を加え、所定の品質が得られるように調整したものである。
1. 2. 本品は、JIS A 1481-1による試験を行い、石綿を検出しないこと。
1. 3. 不純物の量は、JIS A 5023「再生骨材コンクリートL」附属書AのA.5.2によって試験を行い、表110-1の規定に適合しなければならない。

表 110-1 不純物量の上限値

分類	不純物の内容	上限値 ^{注)} %
A	タイル、れんが、陶磁器類、アスファルトコンクリート塊	2.0
B	ガラス片	0.5
C	石こう及び石こうボード片	0.1
D	C以外の無機系ボード片	0.5
E	プラスチック片	0.5
F	木片、竹片、布切れ、紙くず及びアスファルト塊	0.1
G	金属片	1.0
—	全不純物量（上記 A-G の不純物量の合計）	3.0

(注) 上限値は質量比で表し、各分類における不純物の内容の合計に対する値を示している。

1. 4. 本品は、有姿試料での溶出試験（JIS K 0058-1）及び粉砕試料での含有量試験（JIS K 0058-2）により、六価クロム化合物について、表110-2のとおり土壤汚染対策法による基準値を満足するものとする。

表110-2

試験方法	試料形態	六価クロム化合物基準値
溶出試験 (JIS K 0058-1)	有姿	0.05mg/L 以下
含有量試験 (JIS K 0058-2)	粉砕	250mg/kg 以下

2. 本品の粒度は、表110-3の範囲のものとする。

表110-3

呼び名	公称目開き mm 粒度範囲 mm	ふるいを通るものの質量百分率 %						細粒分 含有率 %	塑性指数 P I %
		50	40	20	10	5	2.5		
RCB-4000	40~0	100	95~ 100	50~ 80	-	15~ 40	5~ 25	-	6以下
RCB-4010	40~10	100	95~ 100	50~ 80	5~ 25	-	-	2以下	N P

(注-1) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、53mm、37.5mm、19mm、9.5mm、4.75mm及び2.36mmである。

(注-2) 呼び名のRCの後に付くBは裏込め (Backfilling) の頭文字であり、109.再生クラッシュランの呼び名と区別した。

【解説】

再生砕石は、セメントに起因する溶出水のpHが高くなること等があるため、裏面(地山)に地下水等が確認される場合は、RCB-4010を使用する。

また、本材料は、東京都環境物品等調達方針(公共工事)において特別品目に指定し、重点的に調達を推進している。

111. 再生砂 (RC-10)

本品は、次の規定に適合しなければならない。

1. 本品は、路盤発生材及びアスファルトコンクリート発生材、セメントコンクリート発生材から製造した再生資材あるいはこれらを混合した材料に、必要に応じて補足材を加え、所定の品質が得られるように調整したものである。
2. 本品は、軟らかい又は壊れやすい石片、ごみ、どろなどを有害量含まないものとする。
3. 本品の粒度は、公称目開き75 μ mふるいを通るものの質量百分率の上限を50%未満とする。

【解説】

1. 本規定は、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」(国官技第379号、平成28年3月31日付)に基づき定めた。
2. 透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所に、工作物の埋め戻し材料等として本品を使用する場合は、六価クロムについて、環境庁告示第46号(平成3年8月23日付)に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認するものとする。
3. 本品の使用に当たっては、本品を埋戻し材として使用した場合、硬化が著しく再掘削が困難となることに留意し、適用箇所を定めることが望ましい。

112. 粒度調整砕石

本品は、路盤材料として、バッチミキサ又は連続ミキサ付プラントで製造されたもので、次の規定に適合しなければならない。なお、この規定は JIS A 5001:2008「道路用砕石」を参考としている。

1. 原石及び製造

1. 1. 本品の原石は、堅硬、耐久的な石質をもち、破碎時にへん平な形状になったり、結晶間にひび割れを生じるおそれがないものとする。

1. 2. 原石の大きさは、砕石の最大粒径の3倍以上とする。

1. 3. 本品は、所定の粒度となるよう砕石に砂などの材料を混ぜ、含有量が調整できるミキサによって混合するものとする。

2. 本品は、均等質で、強硬・耐久的で、細長いもの、あるいは、へん平な石片などを有害量含まないものとする。

3. 品質

3. 1. 材質は、表112-1のとおりとする。

表112-1

絶乾密度 g/cm ³	吸水率 %	すりへり減量 %
2.45 以上	3.0 以下	35 以下

3. 2. 塑性指数は、NP とする。

3. 3. 締固めにあたって、適正な水分を保っているものとする。

3. 4. 粒度は、表112-2の範囲のものとする。

表112-2

呼び名	公称目開き 粒度範囲 mm	ふるいを通るものの質量百分率 %							
		50	40	30	20	5	2.5	0.4	0.075
M-40	40~0	100	95~ 100	—	60~ 90	30~ 65	20~ 50	10~ 30	2~10
M-30	30~0	—	100	95~ 100	60~ 90	30~ 65	20~ 50	10~ 30	2~10

(注-1) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、53mm、37.5mm、31.5mm、19mm、4.75mm、2.36mm、425 μ m及び75 μ mである。

(注-2) 塑性指数は、425 μ mふるいを通過した試料で求める。

(注-3) 各ふるいを通るものの質量百分率が表112-2の範囲内であっても、なめらかな粒度曲線となるものを標準とする

3. 5. 修正CBR は、80%以上とする。

【解説】

施工に先立ってJIS A 1210「突固めによる土の締固め試験方法」により、突固め回数3層92回の最大乾燥密度を測定しておくこと。

113. 再生粒度調整碎石

本品は、路盤材料として、道路舗装発生材等を主体として製造されたもので、次の規定に適合しなければならない。

1. 再生骨材及び製造

1. 1. 本品は、路盤発生材及びアスファルトコンクリート発生材、セメントコンクリート発生材から製造した再生骨材、あるいはこれらを混合した材料に、必要に応じて補足材を加え、所定の品質が得られるように調整したものである。
1. 2. 本品にアスファルトコンクリート発生材を混入する場合は、混入割合は、重量比で30%未満とするか、混入率が30%を越えるものについては、所定の性能が得られるようセメントや石灰による安定処理を行うものとする。ただし、セメントによる安定処理を行う場合には、付録4. に示す六価クロム対策を行うこと。

2. 品質

2. 1. 本品は、軟らかい又は壊れやすい石片、ごみ、どろなどを有害量含まないものとする。
2. 2. 粒度、修正CBR及び塑性指数は、表113-1のとおりとする。

表113-1

呼び名	公称目開き mm 粒度範囲 mm	ふるいを通るものの質量百分率 %								修正CBR %	塑性指数 PI %
		50	40	30	20	5	2.5	0.4	0.075		
RM-40	40~0	100	95~ 100	—	60~ 90	30~ 65	20~ 50	10~ 30	2~ 10	90 以上	4 以下
RM-30	30~0	—	100	95~ 100	60~ 90	30~ 65	20~ 50	10~ 30	2~ 10	90 以上	4 以下

(注-1) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、53mm、37.5mm、31.5mm、19mm、4.75mm、2.36mm、425 μ m及び75 μ mである。

(注-2) 塑性指数は、425 μ mふるいを通過した試料で求める。

(注-3) 各ふるいを通るものの質量百分率が表113-1の範囲内であっても、なめらかな粒度線となるものを標準とする。

2. 3. 本品の納入にあたっては、密度、吸水率、すりへり減量の試験成績及びアスファルトコンクリート発生材の混入率並びに安定処理の有無と処理方法について、監督員に提出すること。

【解説】

アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整碎石は、20℃から40℃へ温度が上昇すると、その混入率の程度にもよるが修正CBR は10程度低下する。

このため、修正CBRの規格値については、厳しい値を採用している。

114. 単粒度碎石

本品は、道路の、敷碎石、路盤及び瀝青舗装の表層や基層などに使用するもので、次の規定に適合しなければならない。なお、この規定はJIS A 5001:2008「道路用碎石」によっている。

1. 原石及び製造

1. 1. 本品の原石は、堅硬、耐久的な石質をもち、破碎時にへん平な形状になったり、結晶間にひび割れを生じるおそれがないものとする。

1. 2. 原石の大きさは、碎石の最大粒径の3倍以上とする。

2. 本品は、強硬・耐久的で、均等質であり、やわらかい又はくずれやすい石片・ごみ・どろ・有機物などを有害量含まないものとする。

3. 品質

3. 1. 材質は、表114-1のとおりとする。

表114-1

種別	絶乾密度 g/cm ³	吸水率 %	すりへり減量 %
1種	2.45 以上	3.0 以下	35 以下
2種	—	—	40 以下

(注-1) 密度・吸水率・すりへり減量の試料は、13.2mmふるいを通り4.75mmふるいに残留する粒度のものとする。

(注-2) 2種は瀝青舗装の表層や基層に使用してはならないものとする。

3. 2. 粒度は、表114-2の範囲のものとする。

表114-2

呼び名	公称目開き mm 粒度範囲 mm	ふるいを通るものの質量百分率 %											
		100	80	60	50	40	30	25	20	13	5	2.5	1.2
S-80 (1号)	80~60	100	85~100	0~15	—	—	—	—	—	—	—	—	—
S-60 (2号)	60~40	—	100	85~100	—	0~15	—	—	—	—	—	—	—
S-40 (3号)	40~30	—	—	—	100	85~100	0~15	—	—	—	—	—	—
S-30 (4号)	30~20	—	—	—	—	100	85~100	—	0~15	—	—	—	—
S-20 (5号)	20~13	—	—	—	—	—	—	100	85~100	0~15	—	—	—
S-13 (6号)	13~5	—	—	—	—	—	—	—	100	85~100	0~15	—	—
S-5 (7号)	5~2.5	—	—	—	—	—	—	—	—	100	85~100	0~25	0~5

(注-3) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、106mm、75mm、63mm、53mm、37.5mm、31.5mm、26.5mm、19mm、13.2mm、4.75mm、2.36mm及び1.18mmである。

115. スクリーニングス

本品は、おもにアスファルト混合物の細骨材の粒度調整に使用する砕砂で、次の規定に適合しなければならない。なお、この規定は JIS A 5001:2008「道路用砕石」によっている。

1. 本品の原石は、堅硬、耐久的な石質をもち、破碎時にへん平な形状、結晶間にひび割れを生じるおそれがないものとする。
2. 本品は、清浄堅硬、耐久的で、ごみ、泥、薄い石片、有機不純物などを有害量含まないものとする。
3. 塑性指数は、NP とする。
4. 品 質
 4. 1. 粒度は、表115-1の範囲のものとする。

表115-1

呼び名 粒度範囲 mm			公称目開き mm					
			ふるいを通るものの質量百分率 %					
			5	2.5	0.6	0.3	0.15	0.075
スクリーニングス	F-2.5	2.5~0	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20

(注-1) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、4.75mm、2.36mm、600 μ m、300 μ m、150 μ m及び75 μ mである。

(注-2) 塑性指数は、425 μ mふるいを通過した試料で求める。

116. 砕石ダスト

本品は、おもに路盤の目つぶしに使用するもので、次の規定に適合しなければならない。

1. 本品は、石灰質岩石又はこれに準ずる石質の岩石を砕いたもので、ごみ・どろなどを有害量含まないものとする。
2. 品 質
 2. 1. 粒度は、表116-1の範囲のものとする。

表116-1

公称目開き mm 呼び名	ふるいを通るものの質量百分率 %	
	5	0.075
砕石ダスト	90~100	0~20

(注-1) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、4.75mm及び75 μ mである。

117. 道路用鉄鋼スラグ

本品は、路盤材料に使用するもので、次の規定に適合しなければならない。

なお、この規定は、JIS A 5015: 2018「道路用鉄鋼スラグ」を参考としている。

1. 材料及び製造

本品は、銑鉄製造過程で生成する高炉スラグと、鋼の製造過程で生成する製鋼スラグを素材とし、これらの素材を単独又は組み合わせて路盤材として製造したもので、エージングによってスラグの硫黄を安定化させたものとする。

2. 本品は、細長いもの又は薄いもの、ごみ・どろ・有機物などを有害量含まないものとする。

3. 品質

3. 1. 高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグは、呈色判定試験を行い、呈色がないものとする。

3. 2. 製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグは、 $80\pm 3^{\circ}\text{C}$ 水浸膨張比が1.0%以下でなければならない。

3. 3. 締固めにあたっては、適正な水分を保っているものとする。

3. 4. MS-25及びHMS-25の単位容積質量は、1.5kg/L以上とする。

3. 5. 種類、粒度及び修正CBRは、表117-1のとおりとする。

表117-1

呼び名	公称目開き mm										修正CBR %
	ふるいを通るものの質量百分率 %										
	50	40	30	25	20	13	5	2.5	0.4	0.075	
クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-40)	100	95~ 100	—	—	50~ 80	—	15~ 40	5~ 25	—	—	30以上
クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30)	—	100	95~ 100	—	55~ 85	—	15~ 45	5~ 30	—	—	30以上
クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-20)	—	—	—	100	95~ 100	60~ 90	20~ 50	10~ 35	—	—	30以上
粒度調整鉄鋼スラグ (MS-25)	—	—	100	95~ 100	—	55~ 85	30~ 65	20~ 50	10~ 30	2~ 10	80以上
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ (HMS-25)	—	—	100	95~ 100	—	60~ 80	35~ 60	25~ 45	10~ 25	3~ 10	80以上

(注-1) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、53mm、37.5mm、31.5mm、26.5mm、19mm、13.2mm、4.75mm、2.36mm、 $425\mu\text{m}$ 及び $75\mu\text{m}$ である。

3. 6. 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ (HMS) の圧縮強さは、表117-2のとおりとする。

表117-2

材 齢	14 日
一軸圧縮強さ N/mm ²	1.2 以上

(注-2) 一軸圧縮試験方法は、JIS A 5015によるものとする。

3. 7. 環境安全品質は、表117-3のとおりとする。

表117-3

項 目	溶出量	含有量
カドミウム	0.003 mg/L 以下	45 mg/kg 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	250 mg/kg 以下
ひ素	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
水銀	0.0005 mg/L 以下	15 mg/kg 以下
セレン	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下	4,000 mg/kg以下
ほう素	1 mg/L 以下	4,000 mg/kg以下

(注-3) 環境安全品質試験は、JIS A 5015によるものとする。

【解説】

1. エージングとは、高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や、製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理である。エージング方法には、空気及び水による大気エージング（通常エージングともいう。）と蒸気による蒸気エージング（促進エージングともいう。）がある。
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、粒度調整鉄鋼スラグ及びクラッシュラン鉄鋼スラグに用いる鉄鋼スラグは、蒸気エージング（配管方式、加圧方式など）又は6か月以上大気エージングをしたものとする。ただし、電気炉系スラグを3か月以上大気エージングし、水浸膨張比が0.6%以下となる場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。
2. 環境安全品質とは、道路用鉄鋼スラグの出荷から、道路の施工時及び利用時だけでなく、その利用が終了し、解体後の再利用時又は最終処分時も含めたライフサイクルの合理的に想定しうる範囲において、道路用鉄鋼スラグから影響を受ける土壌、地下水などの環境媒体が、各々の環境基準などを満足できるように、道路用鉄鋼スラグが確保すべき品質である。
3. 施工に先立ってJIS A 1210「突固めによる土の締固め試験方法」により、突固め回数3層92回の最大乾燥密度を測定しておくこと。

118. 舗装用石粉

本品は、おもに瀝青舗装に使用するもので、次の規定に適合しなければならない、なお、この規定は JIS A 5008: 2008「舗装用石灰石粉」を参考にしてている。

1. 本品は、石灰岩（ドロマイトを含む）、安山岩又はこれに準ずる岩石を粉砕したもので、ごみ・どろ・有機物・微粒子の団粒などを有害量含まないものとする。
2. 本品は袋入りの場合、袋の外面に原石名・正味重量・製造者名又はその略号を明示するものとする。
3. 品 質
 3. 1. 石灰岩石粉については表118-1、安山岩などの石粉については表118-2のとおりとする。

表118-1

水 分 %	1.0 以下
密 度 g/cm ³	2.60 以上
粒 度	
公称目開き μm	ふるいを通るものの質量百分率 %
600	100
150	90~100
75	70~100

(注-1) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、600 μm、150 μm及び75 μmである。

表118-2

水 分 %	1.0 以下
密 度 g/cm ³	2.60 以上
塑性指数 %	4 以下
加熱変質	な し
フロー試験 %	50 以下
水浸膨張 %	3 以下
はく離試験	合 格
粒 度	
公称目開き mm	ふるいを通るものの質量百分率 %
0.6	100
0.15	90~100
0.075	70~100

(注-2) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、600 μm、150 μm及び75 μmである。

119. 割ぐり石

本品は、おもに構造物の基礎及び根固め用捨石に使用するもので、次の規定に適合しなければならない。

1. 原石および製造

1. 1. 本品の原石は、安山岩・花こう岩・硬質砂岩・硬質石灰岩又はこれらに準ずる岩石とする。

1. 2. 原石を砕くには、原石に応じて、細長い、あるいは、へん平なものがないように、よい形に砕くものとする。

2. 本品は強硬・耐久的で、きれつがなく、ごみ・どろ・有機物などを有害量含まないものとする。

3. 品質

3. 1. 見掛け密度は、 2.45 g/cm^3 以上とする。

3. 2. 寸法は、表119-1のとおりとする。

表119-1

呼 び 名	寸法 cm	用 途	寸法に適合する数量百分率%	参考 JIS A 5006 対 応
割ぐり石 (T-1)	5~15	構造物基礎	80以上	な し
割ぐり石 (T-2)	15~20	〃		1 号
割ぐり石 (T-3)	25~35	〃		5 号
割ぐり石 (T-4)	40~50	根固め用捨石	90以上	20 号

(注-1) 確認による検査で、寸法に適合する数量百分率を算出する場合は、原則として個数による。

【解説】

割ぐり石の日本産業規格 JIS A 5006「割ぐり石」は、大きさが質量で規定されているが、都の実情にあわない点があるので、形状・寸法による規定とした。

120. 玉 石

本品は、じゃかごなどの鉄線製かご類の詰め石用玉石で、次の規定に適合しなければならない。

1. 原石及び製造

1. 1. 本品の原石は、安山岩・玄武岩・花こう岩・硬質砂岩またはこれらに準ずる岩石とする。
 1. 2. 形状は、へん平でないものとする。
2. 本品は、強硬・耐久的で、きれつ・むら・腐れなどの欠点がほとんどないものとする。

(注-1) 「きれつ」とは、石材の表面及び側面におけるひび割れをいう。
「むら」とは、石材の表面の部分的な色調の不揃いをいう。
「腐れ」とは、石材中の簡単に削り取れる程度の異質部分をいう。

3. 寸法は、表120-1のとおりとする。

表120-1

呼び名	寸法 cm	用 途	寸法に適合する数量百分率 %
玉石 0515	5~15	ふとんかご (厚さ 30cm)	100
玉石 1520	15~20	ふとんかご (厚さ 50cm)	100
玉石 1525	15~25	じゃかご	100

(注-2) 確認による検査で、寸法に適合する数量百分率を算出する場合は、原則として個数による。

121. 改良土

本品は、主に管きよの埋戻し等に使用するもので、次の規定に適合しなければならない。

1. 改良土の製造

1. 1. 本品は、地盤の掘削等から発生する土砂をプラントで生石灰により改良したもので、所定の品質が得られるように調整したものである。
1. 2. 本品の納入にあたっては生石灰の発熱反応が終了していること。

2. 種類及び品質

2. 1. 本品は、ごみ、がら、有機物、産業廃棄物等の異物を含まないものとする。
2. 2. 本品の種類及び最大粒径、CBR は表121-1のとおりとする。

表121-1

種 類	最大粒径	CBR		
		基準値	試験頻度	試験方法
第1種改良土	40mm以下	出荷時から30日間さかのぼった品質管理データの試験値の個々の値が3%以上で、それらの平均値が20%以下とする。	1日1回以上 但し、1日の生産量が300m ³ を超えるときは2回とする。	舗装試験法便覧「安定処理土のCBR試験方法」
第2種改良土	13mm以下			

(注-1) 試験は生石灰の発熱反応終了後の試料により行うこと。

122. 流動化処理土

本品は、関東ローム等の原料土と水を混和した泥水にセメントあるいは固化材(セメント系固化材)他を添加したものである。主に道路占用掘削工事に伴う埋戻しに使用するもので、次の規定に適合しなければならない。

1. 本品の製造においては、原料土の土質や交通開放時期によって固化材の種類、添加水量等を変える必要があることから、事前に以下の規定に適合するよう配合設計を行う。

配合設計及び品質管理試験は表 122-1 により行うこと。

2. 本品は、ゴミ、ガラ、木根、産業廃棄物等の異物を含まないものとする。

ただし、「東京都建設泥土リサイクル指針」により個別指定された産業廃棄物及び有償売却により、都関連工事において工事間流用を行う産業廃棄物を除く。

3. 品質は表122-1の基準値を満たすこと。

表 122-1

試験項目	基準値		試験頻度	
			配合設計	施工管理
原料土の土質区分	火山灰質粘性土、粘性土、砂質土		同一土質について 3個以上	
最大粒径	管回り部……13mm以下 その他………40mm以下			
一軸圧縮強度	後日復旧の場合	交通開放時 13N/cm ² 以上	同一土質について 配合組合せ5組以上 各時期1本以上/組	同一土質について土木材料仕様書の一般用レディーミクストコンクリートの試料採取単位に準じる
		28日後 55N/cm ² 以下		同上
フロー値	180～300mm		同上 1回/組	同一土質について 1日3回以上
フリージング率	1%未満		同上 1回/組	同一土質について土木材料仕様書の一般用レディーミクストコンクリートの試料採取単位に準じる
処理土の密度	1.5t/m ³ 以上 ただし埋設管の埋戻しにあつては1.35t/m ³ 以上		同上 1回/組	1日1回以上
水質区分	本品に使用する水は、工業用水道の水質基準値を満たすこと。 (塩素イオン含有量については 200mg/ℓ 以下など)			

4. 施工上の注意事項

4. 1. 流動化処理土の運搬には、ミキサ又はアジテータ車等材料の沈下分離対策が行える車輛を用い、自然流下またはポンプ圧送により打設する。
4. 2. 打設初期において埋設管に浮力が生じるので、管等に対する浮上防止対策を講じること。
4. 3. 打設した流動化処理土上に埋戻し用砂等を敷均し転圧を行う場合は、山中式土壤硬度計による硬度が3mm以上となっていることを確認のうえ施工すること。
(注-1) 品質試験方法は、表122-2による。

表 122-2

試験項目	試験方法
土質区分	地盤材料の工学的分類方法 (JGS 0051)
最大粒径	土の粒度試験方法 (JIS A 1204)
一軸圧縮強度	土の一軸圧縮試験方法 (JIS A 1216)
フロー値	エアモルタル及びエアミルクの試験方法Ⅱシリンダー法 (NEXCO 試験法 313)
ブリージング率	プレパックドコンクリートの注入モルタルのブリージング率及び膨張率試験方法 (土木学会 JSCE-F 522)
塩素イオン濃度	塩素イオン濃度計

123. 粒状改良土

本品は、次の規定に適合しなければならない。

1. 粒状改良土の製造

1. 1. 本品は、地盤の掘削等から発生する土砂を、プラントで高分子系改良材及び生石灰により改良したもので、所定の品質が得られるように調整したものである。
1. 2. 本品の納入に当たっては、生石灰の発熱反応が終了していること。

2. 品質

2. 1. 本品は、ごみ、がら、有機物等の異物を含まないものとする。
2. 2. 本品の最大粒径、細粒分含有率、CBRは、表123-1のとおりとする。

表 123-1

呼び名	最大粒径	細粒分含有率	CBR		
			規 準 値	試験頻度	試験方法
粒状改良土	13mm以下	75 μ mふるいの通過質量百分率が15%以下	出荷時から30日間さかのぼった品質管理データの個々の値が8%以上	1日1回以上 ただし、1日の生産量が300m ³ を越えるときは2回とする	JIS A 1211「CBR試験方法」の修正CBR試験において締固め度90%の値

(注-1) 細粒分含有率は、最大粒径6mm以下の試料に対しての試験結果を用いる。

124. アスファルト混合物用溶融スラグ

本品は、アスファルト混合物の細骨材に使用するもので、次の規定に適合しなければならない。なお、この規定は、JIS A 5032: 2016「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」を参考としている。

1. 本品は、一般廃棄物の焼却灰を高温で溶融固化したもので、未溶融物等を含まないものとする。
2. 本品は、鉄分、針状物及び鋭利な粒子などを有害量含まないものとする。
3. 品 質
 3. 1. 本品の材質及び粒度は、表124-1のとおりとする。
 3. 2. 本品は、原則としてアスファルト混合物の骨材質量比10%程度以下で使用するものとする。
 3. 3. 本品のアスファルト混合物への適用では、残留安定度の値が75%以上を満足する結果が得られた場合は、使用できるものとする。ただし、開粒度アスファルト混合物1号及びポーラスアスファルト混合物については適用から除外する。
 3. 4. 本品の有害物質の溶出量は、JIS A 5032に示す方法により試験を行い、表124-2に示す項目が溶出基準を満たすものとする。
 3. 5. 本品の有害物質の含有量は、JIS A 5032に示す方法により試験を行い、表124-2に示す項目が含有量基準を満たすものとする。

表124-1

表乾密度	g/cm ³	2.45 以上
吸水率	%	3.0 以下
粒 度		
公称目開き	mm	ふるいを通るものの質量百分率 %
5		100
2.5		85~100
0.075		0~10

(注-1) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、4.75mm、2.36mm及び75 μ mである。

表124-2

項 目	溶出基準	含有量基準
カドミウム	0.003 mg/L 以下	45 mg/kg 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	250 mg/kg 以下
ひ素	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
水銀	0.0005 mg/L 以下	15 mg/kg 以下
セレン	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
フッ素	0.8 mg/L 以下	4,000 mg/kg以下
ホウ素	1 mg/L 以下	4,000 mg/kg以下

【解説】

1. 本品は、東京都建設局と環境局の協力のもとに実施した「ごみ焼却灰溶融スラグの有効利用に関する調査」及び試験施工の実績をもとにスラグ配合率を定めた。

125. アスファルト混合物用汚泥焼却灰

本品は、おもにアスファルト混合物用石粉として使用するもので、次の規定に適合しなければならない。

1. 本品は、下水処理場で発生する下水汚泥を焼却処理したもので、ごみ・どろ・有機物・微粒子の団粒などを有害量含まないものとする。
2. 品 質
 2. 1. 本品の材質及び粒度は、表125-1のとおりとする。
 2. 2. 本品は、原則としてアスファルト混合物中の舗装用石粉の質量比30%以下使用するものとする。
 2. 3. 本品の有害物質の溶出量は、JIS A 5032に示す方法により試験を行い、表125-2に示す項目が溶出基準を満たすものとする。
 2. 4. 本品の有害物質の含有量は、JIS A 5032に示す方法により試験を行い、表125-2に示す項目が含有量基準を満たすものとする。

表125-1

水 分 %	1.0 以下
密 度 g/cm ³	2.50 以上
塑性指数 %	4 以下
加熱変質	な し
フロー試験 %	160 以下
水浸膨張率 %	4 以下
はく離試験	合 格
粒 度	
公称目開き mm	ふるいを通るものの質量百分率 %
0.6	100
0.15	90~100
0.075	70~100

(注-1) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、600 μ m、150 μ m及び75 μ mである。

表125-2

項 目	溶出基準	含有量基準
カドミウム	0.003 mg/L 以下	45 mg/kg 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	250 mg/kg 以下
ひ素	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
水銀	0.0005 mg/L 以下	15 mg/kg 以下
セレン	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
フッ素	0.8 mg/L 以下	4,000 mg/kg以下
ホウ素	1 mg/L 以下	4,000 mg/kg以下

【解説】

1. 本品は、従来産業廃棄物として処分していたものを建設資材として活用し、リサイクルを一層推進するために検討してきたものである。下水汚泥焼却灰の配合率及び表125-1に示す規定値は、東京都建設局と下水道局が協働して実施した「下水汚泥焼却灰の有効利用に関する調査」及び試験施工の実績をもとに定めた。
2. 本品は、焼却施設又は別施設で不溶化处理などを施した物を含むものとし、表125-2に示す基準値は、「土壤汚染対策法」を参考としている。
3. 本品のアスファルト混合物への適用では、当面、開粒度アスファルト混合物1号及びポーラスアスファルト混合物については適用から除外する。

126. コンクリート用再生骨材H

本品は、コンクリート構造物の解体などによって発生したコンクリート塊に対し、破碎、磨砕、分級等の高度な処理を行って製造したコンクリート用再生骨材H（以下、再生骨材Hという。）について規定するものである。コンクリート塊には、構造物の解体によって発生したもの以外に、コンクリート製品やレディーミクストコンクリートの戻りコンクリートを硬化させたものなどがある。なお、この規定はJIS A 5021:2024「コンクリート用再生骨材H」によっている。

1. 種類及び区分

1. 1. 種類 再生骨材Hの種類は、表 126-1 による。

表 126-1 種類

種類	記号	摘要
再生粗骨材H	RHG	原コンクリートに対し、破碎、磨砕等の高度な処理を行い、必要に応じて粒度調整した粗骨材
再生細骨材H	RHS	原コンクリートに対し、破碎、磨砕等の高度な処理を行い、必要に応じて粒度調整した細骨材

1. 2. 粒度による区分 再生骨材Hの粒度による区分は、表 126-2 による。

表 126-2 粒度による区分

区分	粒の大きさの範囲(mm)	記号
再生粗骨材H4005	40 ~ 5	RHG4005
再生粗骨材H2505	25 ~ 5	RHG2505
再生粗骨材H2005	20 ~ 5	RHG2005
再生粗骨材H1505	15 ~ 5	RHG1505
再生粗骨材H1305	13 ~ 5	RHG1305
再生粗骨材H1005	10 ~ 5	RHG1005
再生粗骨材H4020	40 ~ 20	RHG4020
再生粗骨材H2515	25 ~ 15	RHG2515
再生粗骨材H2015	20 ~ 15	RHG2015
再生粗骨材H2513	25 ~ 13	RHG2513
再生粗骨材H2013	20 ~ 13	RHG2013
再生粗骨材H2510	25 ~ 10	RHG2510
再生粗骨材H2010	20 ~ 10	RHG2010
再生細骨材H	5 以下	RHS

1. 3. アルカリシリカ反応性による区分 再生骨材Hのアルカリシリカ反応性による区分は、表 126-3 による。

表 126-3 アルカリシリカ反応性による区分

区 分	摘 要
A	2.3のアルカリシリカ反応性が無害と判定されたもの。
B	2.3のアルカリシリカ反応性が無害と判定されないもの以外のもの。

(注-1) アルカリ骨材反応抑制対策については、付録3.「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木)によるものとする。

2. 品質

2. 1. 不純物量 再生骨材Hは、コンクリートの品質に悪影響を及ぼす不純物を有害量含んではならない。不純物量(アルミニウム片および亜鉛片を除く)は、表126-4の規定に適合し、かつアルミニウム片および亜鉛片の有害量判定試験によって気体発生量が5 mL以下でなければならない。

表 126-4 不純物量(アルミニウム片および亜鉛片を除く)の上限値

分類	不純物の内容	上限値 ²⁾ (%)
A	タイル、レンガ、陶磁器類、アスファルトコンクリート塊	1.0
B	ガラス片	0.5
C	石こう及び石こうボード片	0.1
D	C以外の無機系ボード片	0.5
E	プラスチック片	0.2 ³⁾
F	木片、竹片、布切れ、紙くず、アスファルト塊	0.1
G	アルミニウム、亜鉛以外の金属片	1.0
—	全不純物量(上記A~Gの不純物量の合計)	2.0

(注-2) 上限値は質量比で表し、各分類における不純物の内容の合計に対する値を示している。

(注-3) プラスチックの種類によっては、軟化点が低く、高温になるとコンクリートの品質に悪影響を及ぼすことがあるので、コンクリートに蒸気養生又はオートクレーブ養生を施す場合には、プラスチック片の上限値を0.1%とするのがよい。

2. 2. 物理的性質 再生粗骨材H及び再生細骨材Hは、表126-5の規定に適合しなければならない。また、絶乾密度の許容差は、受注者と監督員が協議によって定めた絶乾密度に対して $\pm 0.1 \text{g/cm}^3$ とする。

表 126-5 物理的性質

試験項目	再生粗骨材H	再生細骨材H
絶乾密度 ⁴⁾ g/cm ³	2.5以上	2.5以上
吸水率 ⁴⁾ %	3.0以下	3.5以下
すりへり減量 ⁵⁾ %	35以下	—
微粒分量 %	1.0以下	7.0以下

(注-4) 1回の試験結果についても表126-5の規定に適合しなければならない。

(注-5) 舗装コンクリートに用いる場合に適用する。

2. 3. アルカリシリカ反応性

2. 3. 1 再生粗骨材Hのアルカリシリカ反応性 再生粗骨材Hのアルカリシリカ反応性は、次のすべての条件を満足する場合、無害とする。

- a) 原粗骨材のすべてが特定⁶⁾されること。
- b) 原粗骨材のすべて又は再生粗骨材Hが、アルカリシリカ反応性試験で無害と判定されること。

2. 3. 2 再生細骨材Hのアルカリシリカ反応性 再生細骨材Hのアルカリシリカ反応性は、次のすべての条件を満足する場合、無害とする。

- a) 原粗骨材及び原細骨材のすべてが特定⁶⁾されること。
- b) 原粗骨材及び原細骨材のすべて又は再生細骨材Hが、アルカリシリカ反応性試験⁷⁾で無害と判定されること。

(注-6) 「原骨材の特定方法」は、2.4.による。

(注-7) アルカリシリカ反応性試験は、a) で特定された原骨材ごとに行う。

2. 4. 原骨材の特定

2. 4. 1 特定方法 原骨材の特定は次によって、構造物ごとに行うものとする。

- a) 原骨材に関する記録がある場合 解体構造物等の工事記録、原コンクリートの配合報告書、原骨材の試験成績書などによって原骨材の種類、及び産地又は品名を明らかにできる場合、原骨材は、特定されたものとして扱う。
- b) 原骨材に関する記録がない場合 解体構造物の工事記録、原コンクリートの配合報告書、原骨材の試験成績書などによって原骨材の種類、及び産地又は品名を明らかにできない場合、2.4.2に従って原コンクリートの一部を取り出し、原骨材の色、形、大きさなどを観察する。観察の結果、原骨材の種類とその数が判別できる場合、原コンクリートに含まれる原骨材のすべてを産地及び品名が不明のまま特定されたものとして扱う。

2. 4. 2 原コンクリートの採取方法 原コンクリートの採取は、次による。

- a) 構造物から採取する場合
 - 1) コンクリート用コアドリル、コンクリート用カッター等によって、原骨材の色、形及び大きさが判別できる寸法の原コンクリートを採取する。
 - 2) 原コンクリートの採取箇所は、建築物においては各階の床から1か所以上、かつ各階の壁又は柱から1か所以上とし、土木構造物においては各打込み区画につき1か所以上とする。ただし、採取区画のコンクリート量が1,000m³を超える場合は、1,000m³ごとに1か所以上とする。
- b) コンクリート塊から採取する場合
 - 1) コンクリート塊の受け入れ時に、原骨材の色、形状及び大きさが十分判別できる寸法の原コンクリートを採取する。
 - 2) 原コンクリートの採取は、コンクリート塊10tごとに1回以上とする。

2. 5. 粒度

2. 5. 1 再生骨材Hの粒度は、表126-6に示す範囲のものとする。ただし、受注者は監督員と協議して2.5.3を満足した上で粒度による区分ごとにふるいを通るものの質量分率の範囲を変更することができる。

表 126-6 粒度

区分	ふるいを通るものの質量百分率 (%)												
	ふるいの呼び寸法 ⁸⁾ (mm)												
	50	40	25	20	15	13	10	5	2.5	1.2	0.6	0.3	0.15
再生粗骨材 H4005	100	95-100	—	35-70	—	—	10-30	0-5	—	—	—	—	—
再生粗骨材 H2505	—	100	95-100	—	30-70	—	—	0-10	0-5	—	—	—	—
再生粗骨材 H2005	—	—	100	90-100	—	—	20-55	0-10	0-5	—	—	—	—
再生粗骨材 H1505	—	—	—	100	90-100	—	40-70	0-15	0-5	—	—	—	—
再生粗骨材 H1305	—	—	—	—	100	85-100	—	0-15	0-5	—	—	—	—
再生粗骨材 H1005	—	—	—	—	—	100	90-100	0-15	0-5	—	—	—	—
再生粗骨材 H4020	100	90-100	20-55	0-15	—	—	0-5	—	—	—	—	—	—
再生粗骨材 H2515	—	100	95-100	—	0-15	—	0-5	—	—	—	—	—	—
再生粗骨材 H2015	—	—	100	90-100	0-15	—	0-5	—	—	—	—	—	—
再生粗骨材 H2513	—	100	95-100	—	—	0-15	0-5	—	—	—	—	—	—
再生粗骨材 H2013	—	—	100	85-100	—	0-15	0-5	—	—	—	—	—	—
再生粗骨材 H2510	—	100	95-100	—	—	—	0-10	0-5	—	—	—	—	—
再生粗骨材 H2010	—	—	100	90-100	—	—	0-10	0-5	—	—	—	—	—
再生細骨材 H	—	—	—	—	—	—	100	90-100	80-100	50-90	25-65	10-35	2-15

(注-8) ふるいの呼び寸法は、それぞれ JIS Z 8801-1 に規定する公称目開き、53mm、37.5mm、26.5mm、19mm、16mm、13.2mm、9.5mm、4.75mm、2.36mm、1.18mm、600 μ m、300 μ m 及び 150 μ m である。

2. 5. 2 粗粒率 再生骨材Hの粗粒率の許容差は、受注者と監督員が協議によって定めた粗粒率に対して ± 0.20 ⁹⁾とする。

(注-9) 再生粗骨材Hが砂利、碎石などと、また、再生細骨材Hが砂、砕砂などと混合されて使用される場合は、受注者は監督員と協議して粗粒率の許容差を緩和できる。

2. 5. 3 隣接するふるいに留まる量 再生細骨材Hは、表 126-6 の示すいずれのふるいでも、隣接するふるいに留まる量との差が 45%以上になってはならない。

2. 6. 粒形 粒形は、次による。

再生粗骨材（粒度による区分 4020 を除く。）、及び再生細骨材 H の粒径判定実績率は、4.8 によって試験を行い、それぞれ a) 及び b) を満たし、かつ、受注者と監督員の協議によって定めたそれぞれの粒形判定実績率に対して許容差は $\pm 1.5\%$ とする。なお、受注者と監督員で協議して粒形判定実績率の許容差を緩和してもよい。ただし、許容差を含んだ場合でも、次の a) 及び b) の規定を下回ってはならない。

a) 再生粗骨材Hの粒形判定実積率 : 55%以上

(注-10) 再生粗骨材Hの粒形判定実積率試験は、試験の区分によらず再生粗骨材H2005を試験料としている。(4.8参照)

b) 再生細骨材Hの粒形判定実積率 : 53%以上

2. 7. 塩化物量 再生骨材Hの塩化物量¹¹⁾は、0.04%以下でなければならない。ただし、監督員の承認を得て、その限度を0.1%以下とすることができる。

(注-11) *NaCl*に換算した値として示す。

3. 製造 再生骨材Hの製造は、次による。

a) 原コンクリートは、明らかにアルカリシリカ反応など骨材に起因する変状が生じているものを使用してはならない。

b) 原コンクリートは、塩化物を多量に含むものを使用してはならない。

c) 原コンクリートは、不純物が多く混入しているものを使用してはならない。

d) 原コンクリートは、十分に硬化していないものを使用してはならない。

e) 原コンクリートは、化学的に汚染されているものを使用してはならない。

f) 原コンクリートは、軽量骨材を用いたコンクリートを使用してはならない。

g) 洗浄水には、海水を使用してはならない。

h) 再生骨材Hは、分離しないように、かつ、不純物の混入を防ぐように貯蔵しなければならない。

i) アルカリシリカ反応性による区分Aの再生骨材Hは、原コンクリートの貯蔵、再生骨材Hの製造・貯蔵・出荷などの各製造段階において、区分Bの再生骨材Hと混ざらないように扱わなければならない。

4. 試験方法

4. 1. 試料の採り方 試料は再生骨材Hの代表的なものを採取し、JIS A 1158「試験に用いる骨材の縮分方法」で縮分する。

4. 2. 不純物量試験 不純物量試験は、次による。

4. 2. 1 試料

a) 試料の採取は、試験するロットを代表するよう再生骨材Hを採取する。

b) 試料の最小量は、再生粗骨材Hの場合、10kgとする。また、再生細骨材Hの場合は500gとする。

4. 2. 2 試験方法 試験中の不純物を明確に目視判定できる程度に試験を受皿などの上に広げた状態と、4.2.3によって作製した各不純物量の上限值を示す限度見本を目視によって比較し、各不純物量を推定する¹²⁾。ただし、アルミニウム、亜鉛以外の金属片の量を推定するとき、アルミニウム片及び亜鉛片とそれら以外の金属片を区別しにくい場合は、アルミニウム片及び亜鉛片を含めて推定してもよい。試料が乾燥して不純物の目視判定が難しい場合は、水を噴霧するなどして資料を湿潤状態にする。各不純物混入量の推定値の合計を全不純物量とする。

(注-12) 不純物の質量を測定して各不純物量を推定してもよい。

4. 2. 3 限度見本の作製方法 4. 2. 1 に示す量の不純物を含まない再生粗骨材 H 又は再生細骨材 H に、表 126-4 に示す不純物の内容ごとに上限量を混入したものをそれぞれ作製する。不純物の寸法及び形状は、製造後の再生粗骨材 H 及び再生細骨材 H に含まれる状態を想定したものとする。また、表 126-4 の分類に適合しないと考えられる不純物の混入が予想される場合は、別途限度見本を作製しなければならない。試料との比較には、作製した限度見本を 4. 2. 2 と同程度の広さに広げて写真に撮ったもの¹³⁾を用いてもよい。

(注-13) 写真による判別が困難と考えられる場合には、必要に応じて限度見本中の不純物、又は写真中の不純物に着色するとよい。

参考 限度見本の作製に当たっては、不純物量の上限値を加えた場合だけでなく、その半量を加えた場合なども併せて作製しておくことと判定に便利である。

4. 2. 4 アルミニウム片及び亜鉛片の有害量判定試験は、JIS A 5021「コンクリート用再生骨材H」の附属書C「コンクリート用再生骨材Hに含まれるアルミニウム片及び亜鉛片の有害量判定試験方法」による。

4. 3. 絶乾密度及び吸水率試験 絶乾密度及び吸水率は、JIS A 1109「細骨材の密度及び吸水率試験方法」及び JIS A 1110「粗骨材の密度及び吸水率試験方法」による。ただし、2回の試験の平均値からの差は、絶乾密度の場合 0.02g/m^3 以下、吸水率の場合 0.2% 以下としてよい。

4. 4. すりへり試験 すりへり試験は、JIS A 1121「ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験方法」による。

4. 5. 微粒分量試験 微粒分量試験は、JIS A 1103「骨材の微粒分量試験方法」による。

4. 6. アルカリシリカ反応性試験 アルカリシリカ反応性試験は、JIS A 1145「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」又は、JIS A 5021 の附属書D「コンクリート用再生骨材Hのアルカリシリカ反応性試験方法（再生骨材迅速法）」による。ただし、JIS A 1145 によってアルカリシリカ反応性試験を行う場合、原骨材および再生骨材Hに付着したセメントペースト分を塩酸等によって溶解させ、水洗によって除去した後に試験を行う。

なお、JIS A 1145 及び JIS A 1146 による場合のアルカリシリカ反応性の判定は、次による。

a) JIS A 1145 による場合 判定は、測定項目における定量値の平均値を用いて行うものとする。溶解シリカ量 (Sc) が 10 mmol/L 以上でアルカリ濃度減少量 (Rc) が 700 mmol/L 未満の範囲では、溶解シリカ量 (Sc) がアルカリ濃度減少量 (Rc) 未満となる場合、その骨材を“無害”と判定する。同範囲において溶解シリカ量 (Sc) がアルカリ濃度減少量 (Rc) 以上となる場合、その骨材を“無害でない”と判定する。溶解シリカ量 (Sc) が 10 mmol/L 未満でアルカリ濃度減少量 (Rc) が 700 mmol/L 未満の場合、その骨材を“無害”と判定する。アルカリ濃度減少量 (Rc) が 700 mmol/L 以上の場合は、判定しない。

b) JIS A 1146 による場合 供試体 3 本の平均膨張率が材齢 26 週後に 0.100 %未満の場合、“無害”と判定し、0.100 %以上の場合、“無害でない”と判定する。ただし、材齢 13 週で 0.050 %以上の膨張を示す場合、その時点で“無害でない”と判定し、材齢 26 週の測定を省略してもよい。

4. 7. ふるい分け試験 ふるい分け試験は、JIS A 1102「骨材のふるい分け試験方法」による。ただし、試料は、4.5の微粒分量の試験において、呼び寸法75 μ mのふるいに留まる試料を対象とする。
4. 8. 粒径判定実積率試験は、次による。
- a) 再生粗骨材Hの試料は、次のいずれかによるものとし、絶乾状態になるまでよく乾燥して、20~10mmの粒24kg、10~5mmの粒16kgにそれぞれふるい分け、これを合わせてよく混合したものとする。
- ・再生粗骨材 H4005、再生粗骨材 H2505 および再生粗骨材 H2005 : 4.1 によって採取した試料
 - ・その他の区分の再生粗骨材 : 再生粗骨材 H2505 または再生粗骨材 H2005 の粒度に適合するように混合したもの
- 再生細骨材Hの試料は、十分に水洗いを行いながらふるい分け、呼び寸法2.5mmのふるいを通過し、呼び寸法1.2mmのふるいに留まるものを採り、絶乾状態としたものとする。
- b) JIS A 1104「骨材の単位容積質量及び実積率試験方法」に規定する方法によって、試料の単位容積質量を求める。
- c) 試料の絶乾密度は、4.3.によって求めた数値を用いる。
- d) 粒径判定実積率は、次の式によって算出する。

$$G = T/d_D \times 100$$

ここに、 G : 粒形判定実積率 (%)

T : 試料の単位容積質量 (kg/l)

d_D : 絶乾密度 (g/cm³)

- e) 粒径判定実積率は、2回の試験の平均値とし、四捨五入によって小数点以下1桁とする。

4. 9. 塩化物量試験 塩化物量試験は、次のいずれかによる。
- a) 骨材の塩化物量試験に用いる試料溶液の調整は、JIS A 5002「構造用軽量コンクリート骨材」の5.5(塩化物)による。ただし、試料の量は1000gとする。試験溶液中の塩化物量(塩化物イオン濃度)の分析は、JIS A 1144「フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」の箇条4(分析方法)による。なお、塩化物量試験の結果を4/3倍した値を塩化物量とする。
- b) JIS A 1154「硬化コンクリート中に含まれる塩化物イオンの試験方法」による。

5. 検査方法 検査は、次による。

- a) 検査は、受注者と監督員との協議によって種類ごとにロットの大きさを決定し、合理的な抜取検査方式によって試料を抜き取り、4.によって試験を行い、2.の規定に適合したものを合格とする。ただし、アルカリシリカ反応性については次による方法としてもよい。
- (1) 試験を省略して、区分Bとする。
- (2) 原コンクリートから採取した全ての種類の原骨材で試験を行い、アルカリシリカ反応性の区分を決定する。

- b) ロットの最大値は、2週間で製造できる量とする。ただし、アルカリシリカ反応性については、条件に応じて次の1)～3)のように変更することができる。
- 1) アルカリシリカ反応性試験で連続3回無害と判定された再生骨材Hについては、その後のアルカリシリカ反応性試験のロットの最大値は、1か月で製造できる量とすることができる。
 - 2) 試験成績書等によって全ての種類の原粗骨材のアルカリシリカ反応性が無害と判定された再生粗骨材Hについては、アルカリシリカ反応性試験のロットの最大値は、3か月で製造できる量とすることができる。
 - 3) 試験成績書等によって全ての種類の原粗骨材、及び全ての種類の原細骨材のアルカリシリカ反応性が無害と判定された再生細骨材Hについては、アルカリシリカ反応性試験のロットの最大値は、3か月で製造できる量とすることができる。
- c) 舗装コンクリートに用いる場合には、原粗骨材が特定できる場合、すりへり試験のロットの最大値は、同一原骨材で製造される量とする。

6. 表示 表示は、次による。

6. 1 再生骨材Hの送り状には、次の事項を表示しなければならない。

- 1) 種類・区分
- 2) 製造者名、製造工場名及びその所在地
- 3) 製造時期・出荷年月日
- 4) 質量又は容積
- 5) 納入先会社・工場名

6. 2 原骨材が特定できる場合、及び必要に応じて次の事項を表示する。

- 1) 原コンクリートの発生所在地

7. 報告 受注者は、監督員から要求があった場合には試験成績書を提出しなければならない。

試験成績書は、JIS A 5021「コンクリート用再生骨材H」の表7又は表8の様式を標準とする。

【解説】

再生骨材Hは、JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」において、生コンクリート用骨材として使用できる。

127. アスファルト混合物用鉄鋼スラグ

本品は、アスファルト混合物用石粉として使用するもので、次の規定に適合しなければならない。

なお、この規定は、JIS A 5015: 2018「道路用鉄鋼スラグ」を参考としている。

1. 本品は、鋼の製造過程で生成する製鋼スラグを素材とし、破碎等を行い粒度調整を行ったもので、未溶融物、有機物等を含まないものとする。

2. 品質

2. 1. 本品の材料及び粒度は、表 127-1 のとおりとする。

2. 2. 本品の環境安全品質は、表 127-2 のとおりとする。

表 127-1

水分 %	1.0 以下
密度 g/cm ³	2.60以上
塑性指数 %	4 以下
加熱変質	なし
フロー試験 %	50以下
水浸膨張率 %	3 以下
はく離試験	合格
粒 度	
公称目開き μm	ふるいを通るものの質量百分率 %
600	100
150	90~100
75	70~100

(注-1) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、600 μm 、150 μm 及び75 μm である。

表 127-2

項目	溶出基準	含有量基準
カドミウム	0.003mg/L 以下	45mg/kg 以下
鉛	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下
ひ素	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
水銀	0.0005mg/L 以下	15mg/kg 以下
セレン	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
フッ素	0.8mg/L 以下	4000mg/kg 以下
ホウ素	1mg/L 以下	4000mg/kg 以下

(注-2) 環境安全品質試験は、JIS A 5015 によるものとする。

【解説】

1. 本品は、アスファルト混合物中の舗装用石粉の代替えとして使用できるものである。
2. 環境安全品質とは、アスファルト混合物用鉄鋼スラグの出荷から、施工時及び利用時だけでなく、その利用が終了し、解体後の再利用時又は最終処分時も含めたライフサイクルの合理化に想定しうる範囲において、アスファルト混合物用鉄鋼スラグから影響を受ける土壌、地下水などの環境媒体が、各々の環境基準などを満足できるように、アスファルト混合物用鉄鋼スラグが確保すべき品質である。

